

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2022(令和4)年度
10号(通算410号)
(令和4年12月28日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 障害者総合支援法等一部改正法が成立 1
2. 民法等一部改正法が成立(12月10日)、公布(同16日) 2
3. 【内閣府】障害者政策委員会(第75回)が開催される 2
4. パブリックコメント募集中—障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案(締切:令和5年1月13日) 3
5. 【厚労省】「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理(中間まとめ)」が公表される 3
6. 全世代型社会保障構築本部—全世代型社会保障構築会議報告書(12月16日)、介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ(12月23日) 3

II. その他の関連情報

1. 【施設協連絡会】「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」を発信 4
 2. 【全社協】令和4年度虐待防止マネジャー研修会を開催(追加募集:令和5年1月9日まで) 5
 3. 【セルフ協】令和4年度全国社会就労センター長研修会
「新しい時代へ!社会就労センターの「これから」を考える～活躍の場を広げるための戦略アップデート～」を開催 7
 4. 【全社協 中央福祉学院】令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程
(民間社会福祉事業職員課程/春期コース) 受講者を募集 8
 5. 【厚労省】旧優生保護法による優生手術などを受けた方への一時金の支給 9
 6. 【中央共同募金会】赤い羽根福祉基金 2023年度新規事業助成を公募 9
- 【書籍紹介】『障害者虐待防止の研修のためのガイドブック』(令和4年1月) 11

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 障害者総合支援法等一部改正法が成立

先の第210国会(12月10日閉会)に提出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案」は、令和4年12月8日の参議院厚生労働委員会で賛成多数により可決され、35項目の附帯決議が決議された後、会期末となる12月10日の参議院本会議で賛成多数により可決、成立しました。

参議院本会議における附帯決議では、施設入所者数の減少が緩やかになってきている現状をふまえ施設入所者数の適切な削減目標を設定すること、就労選択支援におけるアセスメントを

実施する際には本人の選択と決定を重視すること、施行後5年の見直しを待たず、国連障害者権利委員会の対日審査の総括所見の内容を踏まえ速やかに見直しに向けた検討を開始すること等が盛り込まれました。なお、11月21日に衆議院を通過した際には、30項目の附帯決議が付されています。

なお、厚生労働省ホームページで、法律案要綱・案文等が公開されています。

詳細は以下ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/208_00002.html

【衆議院 HP】

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/ko_rou2BDCACF621D4DD51492588FE0022EE99.htm

【衆議院 HP】 https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/210/f069_120801.pdf

2. 民法等一部改正法が成立（12月10日）、公布（同16日）

12月10日、先の第210国会（12月10日閉会）で民法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、同月16日に公布されました。

同法は無戸籍者問題の解消と児童虐待防止などの観点で提案された法律案です。うち、児童虐待防止関連では以下の内容が盛り込まれました。

（民法）

- ・親権者の懲戒権規定を削除
- ・子の監護・教育にあたり、子の人格を尊重する義務や体罰等の禁止等を規定・（児童福祉法・児童虐待防止法）
- ・親権者や児童相談所長等（児童福祉施設長やファミリーホーム養育者、里親含む）の児童に対する監護、教育および懲戒に関する必要な措置を民法同様に見直す

法律案要綱や新旧対照表などは、下記法務省ホームページをご確認ください。

【法務省 HP】 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00314.html

3. 【内閣府】障害者政策委員会（第75回）が開催される

障害者政策委員会（委員長：石川 准 静岡県立大学国際関係学部教授）は、第75回（12月16日）委員会を開催しました。

第75回（12月16日）では、障害者基本計画（第5次）について、策定に向けた障害者政策委員会意見（案）が示され、とりまとめに向けた最後の議論がされました。障害者基本計画（第5次）は今後、閣議決定に向けパブリックコメント等の手続きが進められます。

なお、第73回（11月14日）まで議論がなされた、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定については、12月15日に改定案が示され、パブリックコメントの募集が開始しました（本号4参照）。

当日の資料は、下記、内閣府ホームページ等をご確認ください。

【内閣府 HP】 https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_73/index.html

4. パブリックコメント募集中ー障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針改定案（締切：令和5年1月13日）

障害者政策委員会において議論を取りまとめた障害者差別解消法に基づく基本方針改正案について、パブリックコメントが募集されています。締切は令和5年1月13日（金）です。

【内閣府 HP】 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/iken.html>

5. 【厚労省】「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」が公表される

社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会（部会長：菊池馨実 早稲田大学法学大学院教授）は第24回（12月6日）部会を開催し、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（案）が示されました。この日の審議をふまえ、12月20日に中間まとめが公表されました。

中間まとめは「基本的な考え方」として「地域共生社会の実現」、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応の経験も踏まえた課題への対応」の3つの観点から整理されました。

また、両制度の見直しに関する各論として、以下9項目に言及しています。

1. 生活困窮者への自立相談支援及び被保護者への自立支援のあり方
2. 就労支援のあり方
3. 家計改善支援等のあり方
4. 子どもの貧困への対応
5. 居住支援のあり方
6. 被保護者健康管理支援事業・医療扶助
7. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携
8. 生活困窮者自立支援制度と関連施策の連携のあり方等
9. 支援を担う体制づくり、人材育成等

そして今後に向けて、各種支援セーフティネット機能や多様な関係者との連携を可能な限り強化し、支援を必要とする人に必要な支援を届けること、生活困窮の端緒を適切に捉えることができるような体制を構築すること、制度利用につなげるための周知・広報を工夫すること等、支援の基盤となる地域づくりに継続的に取り組むことの重要性に触れています。

詳細は、下記、厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29577.html

6. 全世代型社会保障構築本部ー全世代型社会保障構築会議報告書（12月16日）、介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（12月23日）

政府は、12月16日に第5回全世代型社会保障構築本部（本部長：内閣総理大臣）を開催し、同日に全世代型社会保障構築会議（座長：清家 篤 日本赤十字社社長／慶應義塾学事顧問）がとりまとめた「全世代型社会保障構築会議 報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢社会の課題を克服する～」に基づき、政府として、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組を着実に進めていくことを決定しました。

また、厚生労働省が示した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて（案）」

を協議しました。同案は12月23日に開催された第6回本部にて決定しています。政策パッケージには、生産性向上に向けた処遇改善加算の見直しとして「未取得事業者の取得促進と加算手続の簡素化や制度の一本化の検討」、職員配置基準の柔軟化の検討として「実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3：1）の柔軟な取り扱い等を検討」が記載されています。

詳細は、下記、内閣官房ホームページをご確認ください。

【内閣官房HP】

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/index.html

II. その他の関連情報

1. 【社会福祉施設協議会連絡会】「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」を発信

社会福祉施設協議会連絡会は、昨今、各地の虐待が発覚し、報道されていること等をうけ、12月20日に「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～」を発信しました。

すべての福祉従事者に対し、虐待・権利侵害の根絶と利用者主体のさらなる福祉の増進を呼びかけています。詳細は下記をご確認ください。

令和4年12月20日

虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言 ～さらなる人権尊重・尊厳保持の実現に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会
委員長 磯 彰 格

常に人権を尊重し、利用者の命と生活を守り抜くことを使命とする私たち社会福祉法人、社会福祉施設・事業所は、今般の福祉従事者による虐待・権利侵害を大変厳しく受け止めております。

福祉従事者による虐待・権利侵害が、福祉サービスを利用するすべての利用者・家族に不信と不安を与えていることを真摯に受け止め、あらためて援助を必要とする方々の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するため、その根絶に全力で取り組まなければ、私たち社会福祉関係者に対する社会的な信頼を取り戻すことはできません。

本連絡会構成組織の会員施設・事業所が一丸となって、人権尊重・尊厳保持の徹底とともに、利用者主体のさらなる福祉の増進に向けて、以下の対応を図るよう、今こそ、全力で取り組まなければなりません。

- 一、役員・管理者は、虐待・権利侵害の根絶に率先して取り組み、その姿勢を職員に示す
- 一、役職員は、互いに不適切なサービスが起こらないように確認しあい、より質の高い福祉サービスを提供する職場風土を築く
- 一、福祉従事者の倫理観・専門性のさらなる向上に取り組むとともに、役職員が責任と誇りをもって働くことができる職場づくりを進める

- 一、第三者評価の受審や苦情解決・第三者委員の設置など外部の人々が介入する仕組みを積極的に導入するとともに、ボランティアの参画など地域に開かれた施設・事業所運営を推進する
- 一、不適切なサービス等が発生した際に、迅速な行政への報告や利用者・家族への対応、改善・是正に向けた取り組みなど、迅速かつ適切に対応するための体制を構築する

私たちは、各会員施設・事業所とともに、地域の社会福祉関係者との連携のもと、今般の事案を自らの事案として、福祉サービスの本質を追求し、全役職員と共有し、虐待・権利侵害の根絶と利用者主体のさらなる福祉の増進に向けた取り組みを早急に進めてまいります。

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会
構成団体**

全国社会福祉法人経営者協議会 会 長 磯 彰格	全国母子生活支援施設協議会 会 長 菅田 賢治
全国社会就労センター協議会 会 長 阿由葉 寛	全国福祉医療施設協議会 会 長 松川 直道
全国身体障害者施設協議会 会 長 日野 博愛	全国救護施設協議会 会 長 大西 豊美
全国保育協議会 会 長 奥村 尚三	障害関係団体連絡協議会 会 長 阿部 一彦
全国保育士会 会 長 村松 幹子	全国厚生事業団体連絡協議会 会 長 大西 豊美
全国児童養護施設協議会 会 長 桑原 教修	高齢者保健福祉団体連絡協議会 会 長 青木 佳之
全国乳児福祉協議会 会 長 平田ルリ子	

2. 【全社協】令和4年度虐待防止マネジャー研修会を開催（追加募集：令和5年1月9日まで）

全社協は、今年度も標記研修会を令和5年1月27日からオンデマンド開催します。

本会は平成28年度から、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等で虐待防止・権利擁護の理念理解と一層の意識啓発を進めることを目的に、「障害者虐待防止リーダー職員研修会」を開催してきました。令和3年度より研修会名を「障害者虐待防止マネジャー研修会」と改称し、障害者虐待防止の一層の推進に努めています。

今年度は、虐待防止の取り組みの義務化から半年が経過し、これまでの取り組みを振り返るとともに、虐待を生まない支援のあり方や体制構築につなげるための知識、実践的なスキルを学ぶプログラムとしています。申込は下記専用サイトから受け付けます。

専用サイト：<https://icicj.net/seminar/gyakutaiboshi/index.html>

開催概要

- (1) 期 日 令和5年1月27日（金）12:00～2月28日（火）23:59
- (2) 開催方法 オンデマンド配信（録画配信）
- (3) 定 員 400施設・事業所 ※定員となり次第締切
- (4) 参加対象 障害者支援施設・事業所における虐待防止マネジャー、責任者・管理者、厚

生事業関係施設等における虐待防止のリーダー職員 等

(5) 参加費 1施設・事業所あたり 10,000円

※ 施設・事業所ごとにお申し込みください。

※ お振込みいただいた施設・事業所に研修会の資料(冊子)一式を送付します。あわせて、PDFデータにてご提供いたします。

(6) 申込締切 令和5年1月9日(月)

(7) プログラム

配信時間	配信内容
5分	●イントロダクション 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
40分	●基調説明 「施設・事業所、虐待防止マネジャーの虐待防止の取り組みを振り返る」 令和4年度から各事業所単位での虐待防止の取り組みが義務化されたことを受け、これまでの取り組み状況を振り返るとともに、虐待防止のために求められる視点を考察する。 【講師】 ・障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 座長 白江 浩 (全国身体障害者施設協議会 副会長)
40分	●行政説明 「虐待防止のための取り組み状況」 国の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」のポイントを中心に、全国的な虐待防止マネジャーの取り組み状況や、施設・事業所で求められる対応等について説明する。 【講師】 ・厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官 松崎 貴之 氏
60分 ×2部	●連続レポート 「障害者支援施設・事業所等の、虐待防止のための取り組み実践」 施設・事業所等における、虐待防止・権利擁護のためのこれまでの取り組みを振り返るとともに、今後の展望を紹介する。 【進行】 ・障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 委員 近藤 誠 (日本知的障害者福祉協会 権利擁護委員長) 【コメンテーター】 ・東洋英和女学院大学 名誉教授 石渡 和実 氏 (全社協・障害者虐待防止の研修のためのガイドブック(暫定版)改訂委員会 委員長) 【登壇施設】 《第1部》 ・就労継続支援B型事業所 セルプ絆(栃木県) ・救護施設 青垣園(奈良県) ・障害者支援施設 宮城県船形の郷(宮城県) 《第2部》 ・障害者支援施設 ルピナス神川ホーム(埼玉県) ・障害者支援施設 光の家新生園(東京都) ・指定障害者支援施設 茨木学園(大阪府)
70分	●振り返り 障害者支援施設・事業所、厚生関係施設の各団体の視点から、事前課題のなかで重要な取り組みや考え方を紹介する。

	<p>【コーディネーター】 ・ 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 座長 白江 浩</p> <p>【コメント】 ・ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官 松崎 貴之 氏 ・ 障害者虐待防止マネジャー研修会運営委員会 委員</p>	
--	--	--

3. 【セルフ協】令和4年度全国社会就労センター長研修会 「新しい時代へ！社会就労センターの「これから」を考える ～活躍の場を広げるための戦略アップデート～」の開催

セルフ協は、標記研修会を令和5年2月20日（月）～3月31日（金）の期間、オンデマンド配信で開催します。

本研修会では12月10日に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」について、現場を率いるセンター長等のリーダーが理解するとともに、現場で発生している課題を考える機会とします。また、制度や社会の変革期中で、新しい時代に対応するため、新たな事業の開拓に取り組む先駆的な事例から、事業戦略をアップグレードするヒントを得ます。

パネルディスカッションでは、厚生労働省障害福祉課と障害者雇用対策課からパネリストをお招きし、法改正の内容について議論します。

詳細は下記およびセルフ協ホームページをご確認ください。

開催概要	
(1) 開催期間	令和5年2月20日（月）～3月31日（金）
(2) 開催方法	オンデマンド（録画）配信
(3) 参加費	会員1名 15,000円／非会員1名 38,000円 ※各施設・事業所1名以上のお申込みで、同一施設・事業所内の職員は無料視聴が可能です。 ただし、研修会資料（冊子）一式は、申込人数分のみお送りします。
(4) 申込締切	令和5年1月31日（火）
(5) 配信内容	
各5分	主催者挨拶 全国社会就労センター協議会 会長 阿由葉 寛 日本セルフセンター 会長 高江 智和理 （全国社会就労センター協議会副会長）
60分	行政説明「障害保健福祉施策の動向」 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
40分	基調報告「令和4年度 全国社会就労センター協議会の取り組み」 全国社会就労センター協議会 会長 阿由葉 寛
90分	パネルディスカッション 「障害者総合支援法・障害者雇用促進法の改正に向けて 社会就労センターが求められること」 【パネリスト】 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 全国社会就労センター協議会 副会長 叶 義文
60分	講義「就労支援を発展させる新たな発想」

	株式会社 LITALICO 代表取締役社長 長谷川 敦弥 氏
30分	講義(実践報告)「伝福連携～老舗和菓子屋を受け継いで～」 社会福祉法人愛光園 理事 川俣 聡司 氏
30分	講義(実践報告)「アートを通じた共生社会の実現 ～IT技術を活用して～」 一般社団法人ソーシャルアートラボ 代表理事 福室 貴雅 氏
各10分	ウェブスタディツアー ●東京都 社会福祉法人東京コロニー ●埼玉県 社会福祉法人あげお福祉会

【セルフ協 HP】 <https://selp.or.jp/selp/training/workshop/196>

4. 【全社協 中央福祉学院】令和5年度社会福祉主事資格認定通信課程 (民間社会福祉事業職員課程／春期コース) 受講者募集

全社協・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員を対象に、社会福祉主事任用資格が取得できる通信課程の受講者を募集しています(公務員・公立施設対象の課程は別途3月に募集開始予定)。福祉職員の基礎的な資格として、分野・職種を問わず多くの福祉施設で準用されており、修了者には、相談援助の実務経験を経て社会福祉士国家試験の受験をめざすルートも設けられています。

皆さまからのお申込みを心よりお待ちしております。

実施概要

- (1) 受講期間 令和5年4月～令和6年3月
- (2) 受講資格 受講期間中を通して、福祉・介護などの現場で勤務している方
- (3) 学習内容 ①自宅学習による答案作成
(16科目、年4回提出。福祉や関連分野を幅広く学べます)
②中央福祉学院(ロフォス湘南：神奈川県葉山町)で開催するスクーリング(5日間)の受講
③修了テスト
- (4) 受講料 89,000円(消費税等込。教材費・スクーリング授業料含む。
スクーリング旅費は別)
- (5) 申込締切 令和5年1月31日(火)
- (6) 申込方法 「受講案内・申込書」は、下記中央福祉学院ホームページよりダウンロードしてください。申込書に必要事項を記入、押印のうえ、中央福祉学院に郵送でお申込みください。
- (7) お問合せ先 社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉主事係
TEL：046-858-1355(平日9:30～17:30)

【中央福祉学院 HP】 https://www.gakuin.gr.jp/training/course_spring/

5. 【厚労省】旧優生保護法による優生手術などを受けた方への一時金の支給

平成31年4月24日に施行された「旧優生保護法一時金支給法」に基づき、旧優生保護法による優生手術などを受けた方に一時金が支給されます。手続きの方法や受付・相談窓口は、下記のURLより厚労省ホームページをご覧ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuuseiichijikin_04351.html

6. 【中央共同募金会】赤い羽根福祉基金 2023年度新規事業助成の公募

赤い羽根福祉基金では、平成28度より誰もが支え・支えられる社会をつくることを目的として、公的な支援制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決に向けて、先駆的・モデル的で今後全国または広域的な広がりが見込める活動を資金面から応援しています。

詳細は下記および中央共同募金会ホームページをご確認ください。

実施概要

● 一般助成（＜助成上限額＞1,000万円／活動（事業））

（1）助成対象活動

生活上の困難に直面する人々、権利を侵害されている人々、何らかの生きづらさを抱えている人々を支援することを目的とした、以下のいずれかに該当すること

- ①直接的な支援事業・活動
- ②支援事業・活動の基盤づくり、ネットワークづくり
- ③支援事業・活動を充実・発展させるための調査・研究事業

（2）助成対象団体

- ・社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体（法人格の有無は不問）
- ・応募時点で団体が設立されており、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていること（活動年数は不問）
- ・活動内容が、特定の宗教や政治思想を広めることを目的とするものでないこと
- ・反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

（3）助成対象期間

- ・助成事業対象期間は、令和5年4月1日から開始するもので、最大3年間（令和8年3月31日まで）。
- ・申請時に単年度（令和6年3月31日まで）、2か年（令和7年3月31日まで）、3か年（令和8年3月31日まで）を選択可。

※ただし、複数年度事業として採択された場合でも、1年度ごとに目標の達成度を確認し、継続助成の可否を審査委員会で判断。

（4）助成対象活動の必須要素

以下5点の要素を満たす活動（事業）を対象。

- ①公的制度やサービスでは対応できない福祉課題の解決を目的とするもの
- ②先駆的で全国的なモデルとなるもので、全国または広域的な広がりが期待できるもの
- ③社会や当事者のニーズに立ち、社会的に認知や理解が進んでいないテーマを対象としたもの

④従来にはない発想や視点、手法を用い、新たな社会資源を創り出すもの

⑤様々な団体・機関等と連携・協働して行うもの

(5) 応募締切

令和5年1月11日(水) 23:59まで

【中央共同募金会 HP】 <https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/30283/>

【書籍紹介】『障害者虐待防止の研修のためのガイドブック』（令和4年1月）

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 発行
- A4判・86頁
- 無料ダウンロード版

令和3年4月に実施された障害福祉サービス等報酬改定では、障害者福祉施設等における障害者虐待防止への取り組みが、大幅に強化されました。令和4年度からは従事者への研修実施、虐待防止責任者、虐待防止委員会の設置が義務付けられました。

全社協では、障害者虐待防止の一層の推進に努めるため、例年、「虐待防止マネージャー研修会」を開催しています。あわせて、令和4年1月に「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」を改訂し、各施設・事業所における虐待防止のための研修実施を呼びかけました。

本ガイドブックは、施設・事業所の経営者、施設長や、虐待防止のための研修を企画する方、講師を対象として、虐待防止研修のプログラムや研修方法を提案します。各プログラムを取り組む意義や背景となる情報、演習用の検討事例等が紹介されています。各施設・事業所の状況に合わせ、研修や事例内容をアレンジし、取り組みを進めてください。

そのほか、虐待防止の取り組み推進、身体拘束等の適正化のための参考資料も掲載されています。障害者虐待防止のための基本姿勢・情報が詰まった一冊です。ぜひご一読ください。

目次

- I 障害者福祉施設等における虐待防止の取り組みの必要性
- II 障害者虐待防止研修プログラムに取り組むにあたって
- III 障害者虐待防止研修プログラムの全体像
- IV 障害者虐待防止研修プログラム
 - 第1章 障害者虐待の基礎的な理解
 - 第2章 虐待防止のための取り組みを学ぶ
 - 第3章 虐待の早期発見、発生時の対応
 - 第4章 まとめ

参考資料



障害者虐待防止の研修のためのガイドブック（暫定版）改訂委員会
委員等名簿

委員長	石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
委員	岩崎 香	早稲田大学人間科学部 教授
〃	都築 裕之	全国社会就労センター協議会
〃	白江 浩	全国身体障害者施設協議会 副会長
〃	澤田 和秀	全国社会福祉法人経営者協議会 障害福祉事業経営委員会副委員長
〃	守家 敬子	全国救護施設協議会 常任協議員
〃	川本 明良	全国身体障害者福祉施設協議会 会長
〃	岡本 実	日本知的障害者福祉協会 権利擁護委員会 委員

オブザーバー

	松崎 貴之	厚生労働省 社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止専門官
--	-------	---